

介護老人保健施設  
(介護予防) 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

社会医療法人財団聖フランシスコ会  
介護老人保健施設マリア・ヴィラ  
(介護保険指定番号 2854080047)

2024年6月

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第74条の規定に基づき、（介護予防）訪問リハビリテーションサービス契約締結に際して、事業所からあらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

（介護保険証の確認）

説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

（事業目的）

要支援、要介護状態と認定された利用者に対し、施設医師の診療に基づき又はやむえない場合には、別の医療機関の医師からの情報を受けて計画書を作成し（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

（運営の方針）

介護老人保健施設マリア・ヴィラ（以下「当事業所」という）は、キリストの精神に基づいた惜しみない親切と真心からの愛を持って、利用者が居宅において、要支援、要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法及び言語療法等の必要なリハビリテーションを行ないます。また、事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者及び関係市町村とも連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるように努めます。

（事業者）

事業者名 社会医療法人財団聖フランシスコ会  
代表者名 理事長 古川 正子  
設立年月日 昭和25年2月2日  
所在地 兵庫県姫路市仁豊野650  
電話番号 079-265-5111 FAX番号 079-265-5001  
ホームページ <http://www.himemaria.or.jp>

（事業所）

事業所名 介護老人保健施設マリア・ヴィラ  
介護保険指定番号 2854080047  
管理者名 金廣 有彦  
開設年月日 平成4年2月29日  
所在地 兵庫県姫路市仁豊野650  
TEL：079-265-5131 FAX：079-265-5003  
ホームページ <http://www.himemaria.or.jp/mariavilla/>

(職員の配置状況と職務内容について)

従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りです。

(1) 医師 1 名以上

診療に基づき、(介護予防)訪問リハビリテーション計画の作成に必要な利用者の病状等を把握し、必要に応じて計画を作成します。

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 名以上

医師の診療に基づき、(介護予防)訪問リハビリテーション計画書を作成し、利用者の心身機能の回復及び生活機能の維持向上を図るために(介護予防)リハビリテーション等の提供をします。

(事業の内容)

(介護予防)訪問リハビリテーションは、当該医師の診療に基づき、利用者の要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の軽減又は悪化の防止に努めるよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に実施します。

(具体的サービス内容)

(1) 寝たきりの改善、予防に向けた運動療法

(2) 室内、屋外での歩行訓練や、自宅でできるプログラムの作成と実施方法のアドバイス

(3) ご家族の方へ介助方法を指導

(4) 福祉用具・住宅改修についてのアドバイス

(5) 言葉が出にくかったり、食事や水がむせる方に対するの言語、嚥下訓練

(営業日及び営業時間)

事業の営業日及び営業時間は次の通りです。

(1) 営業日：月曜日から土曜日、但し、国民の祝日、8月15日、12月25日、12月31日から1月3日までを除きます。

(2) 営業時間：8時30分から16時30分

(通常の事業の実施地域)

通常事業の実施地域は城北、広峰、花田、野里、水上、増位、砥堀、豊富、船津、山田、香寺(小学校々区)及び神崎郡(福崎町、市川町)とします。

(利用料金およびその他の費用の額)

(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。

通常事業の実施地域を超えて行う(介護予防)訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収となります。なお、自動車を使用した場合の費用は次の額となります。

(1) 通常の実施地域を超えた地点から、片道 10km未満 500円

(2) 通常の実施地域を超えた地点から、片道 10km以上 750円

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家扶養者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとします。

#### (お支払いの方法)

利用料のお支払方法は、口座振替、または郵便振り込みになります。お申込み用紙をお渡しして職員が説明いたします。

#### (利用日の中止、変更)

利用予定日の前に、利用者の都合によりサービス利用を中止または変更することができます。この場合、利用予定日の前日（午後3時）までに当事業者に申し出てください。但し、利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更の申し出に対して、当事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議いたします。

#### (記録の保管)

サービス提供の記録は利用終了後5年間保存します。記録の閲覧および写しについては本人及び扶養者（利用者の代理人を含みます）に限り可能です。記録の写しの交付希望がある場合は実費をいただきこれに対処します。

#### (要望および苦情の相談)

当事業所の提供する（介護予防）訪問リハビリテーションサービスに対する要望および苦情の相談等については、担当支援相談員または以下の窓口で受け付けています。

##### (1) 苦情受付窓口

小林弘典（支援相談員）

受付時間 平日8時～16時30分（祝日、8/15、12/25、12/31～1/3を除く）

利用方法 電話 079-265-5131 FAX079-265-5003

マリア・ヴィラ 1F 受付 [メール villa@himemaria.or.jp](mailto:villa@himemaria.or.jp)

##### (2) 行政機関その他苦情受付機関

姫路市介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 電話番号 079-221-2445～2449 受付時間 平日8:35～17:20（祝日、12/29～1/3除く）
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 平日8:45～17:15（祝日、12/29～1/3除く）

一般社団法人兵庫県 介護老人保健施設協会	所在地 神戸市中央区坂口通り 2-1-1 電話番号 078-265-6933 受付時間 平日 9:00~17:00(祝日、12/29~1/3 除く)
-------------------------	--

(緊急時等における対応方法)

(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

サービスをご利用時に事故が発生した場合には、利用者やその扶養者に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画書の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(損害賠償)

- 1 当事業所は、利用者に対する(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって事業所の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者および扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(秘密の保持および個人情報の保護)

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。また、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(虐待の防止)

- 1 当事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

(個別計画の提出)

居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者または地域包括支援センターから（介護予防）訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該（介護予防）訪問リハビリテーション計画を提出することに協力するように努めるものとします。

(重要事項の変更)

この重要事項説明書に変更が生じた際には、当事業所は利用者に対して、書類を交付し、口頭でご説明し利用者の同意を確認します。